

中山間地域等直接支払制度の 最終評価について

平成21年5月 埼玉県農地活用推進課



中山間地域等直接支払制度の内容

中山間地域等直接支払制度は、条件不利な農用地を耕作する農業者や生産組織等が、農地や道路・水路の適切な管理の方針や集落の目指すべき農業生産体制、また、その実現のために取り組む活動について話し合いを行い、これらの内容を集落協定として締結するとともに、この協定に基づいて、5年以上継続して農業生産活動等を実施する場合に、農地の不利性や面積に応じた交付金を交付するものである。2期対策は、平成17年度から平成21年度までの5年間実施することとなっているが、平成19年度及び21年度には、実効性の確保と制度全体の見直し等に活用することを目的として中間年評価と最終評価を実施することとなっている。

○ 中山間地域等直接支払制度の基本的仕組み

① 対象となる地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、龍島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

② 対象となる農用地

以下の基準に該当する農振農用地の1ha以上の一団の農用地



- 小区画・不整形な田
- 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- 積算気温が低く、草地比率の高い草地

③ 対象となる行為

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等

④ 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む）

⑤ 交付単価

体制整備単価（10a当たり）

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

注1) 基礎単価は体制整備単価の8割。

注2) また、小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地は、緩傾斜の単価と同額。

加算単価（10a当たり）

加算単価（10a当たり）	区分	単価
規模拡大加算（継続実施）	田	1,500円
	畑	500円
	草地	500円
土地利用調整加算 ※ 要件を満たす協定全体の農地に加算	田	500円
	畑	500円
	草地	500円
耕作放棄地復旧加算	田	1,500円
	畑	500円
	草地	500円
法人設立加算（特定農業法人） ※ 1法人10万円/年を上限とし、協定に対して交付	田	1,000円
	畑	750円
	草地	750円
	採草放牧地	750円
法人設立加算（農業生産法人） ※ 1法人6万円/年を上限とし、協定に対して交付	田	600円
	畑	500円
	草地	500円
	採草放牧地	500円

注3) 一農業者あたりの交付上限は100万円（但し、生産組織、第三セクター等は適用外）

注4) 規模拡大加算と土地利用調整加算の重複受給は不可。

注5) 同一農用地を対象とした特定農業法人加算と農業生産法人加算の重複受給は不可。

○ 集落協定で定めるべき基本事項（2期対策）

[基本的事項（全協定必須）]

○ 協定の将来像を明確化し、五年間の農地管理活動等について以下の事項を定める。

農業生産活動等
に関わる事項

多面的機能増進活動
に関わる事項

- ◆ 集落マスタープランの作成（2期対策から）
 - ・ 集落の自律的な農業生産活動を実現するための将来像（10～15年後の目標）
 - ・ 将来像を達成するための協定期間（5年間）の毎年度の活動工程表
- ◆ 耕作放棄の防止等の活動
- ◆ 水路・農道等の管理活動
- ◆ 多面的機能を増進する活動

（体制整備単価の8割）
基礎単価

※ 体制整備単価を受ける場合は、



[将来に向けた農業生産活動の体制整備に向けた積極的な取組（選択）]（2期対策から）

○ 協定期間内に自律的かつ継続的な農業生産活動体制の整備に向けた活動等について以下の事項を定める。

- ◆ 「農用地保全マップ」の作成・実践（必須事項）
- ◆ 農業生産活動の体制整備のための選択的必須事項（A要件又はB要件）

[A要件]（次の1～3の2つ以上を満たすこと）

1. 生産性・収益向上に関する取組（1つ以上選択）
 - ・ 機械・農作業の共同化
 - ・ 高付加価値型農業の実践
 - ・ 地場産農産物等の加工・販売
2. 担い手育成に関する取組（1つ以上選択）
 - ・ 新規就農者の確保
 - ・ 認定農業者の育成
 - ・ 担い手への農地集積
 - ・ 担い手への農作業の委託
3. 多面的機能の発揮（1つ以上選択）
 - ・ 保健休養機能を活かした都市住民等との交流
 - ・ 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
 - ・ 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携

いずれか
選択

[B要件]（次のうち1つを選択）

1. 集落を基礎とした営農組織の育成
 - ・ 協定面積の一定割合以上の基幹的農作業（田の場合で3作業以上等）
共同利用
2. 担い手集積化
 - ・ 協定面積の一定割合以上の利用権等の設定

※ ここでの取組においては、協定期間に達成が必要な一定の水準がある。

体制整備単価

※ さらに、加算を受ける場合は、



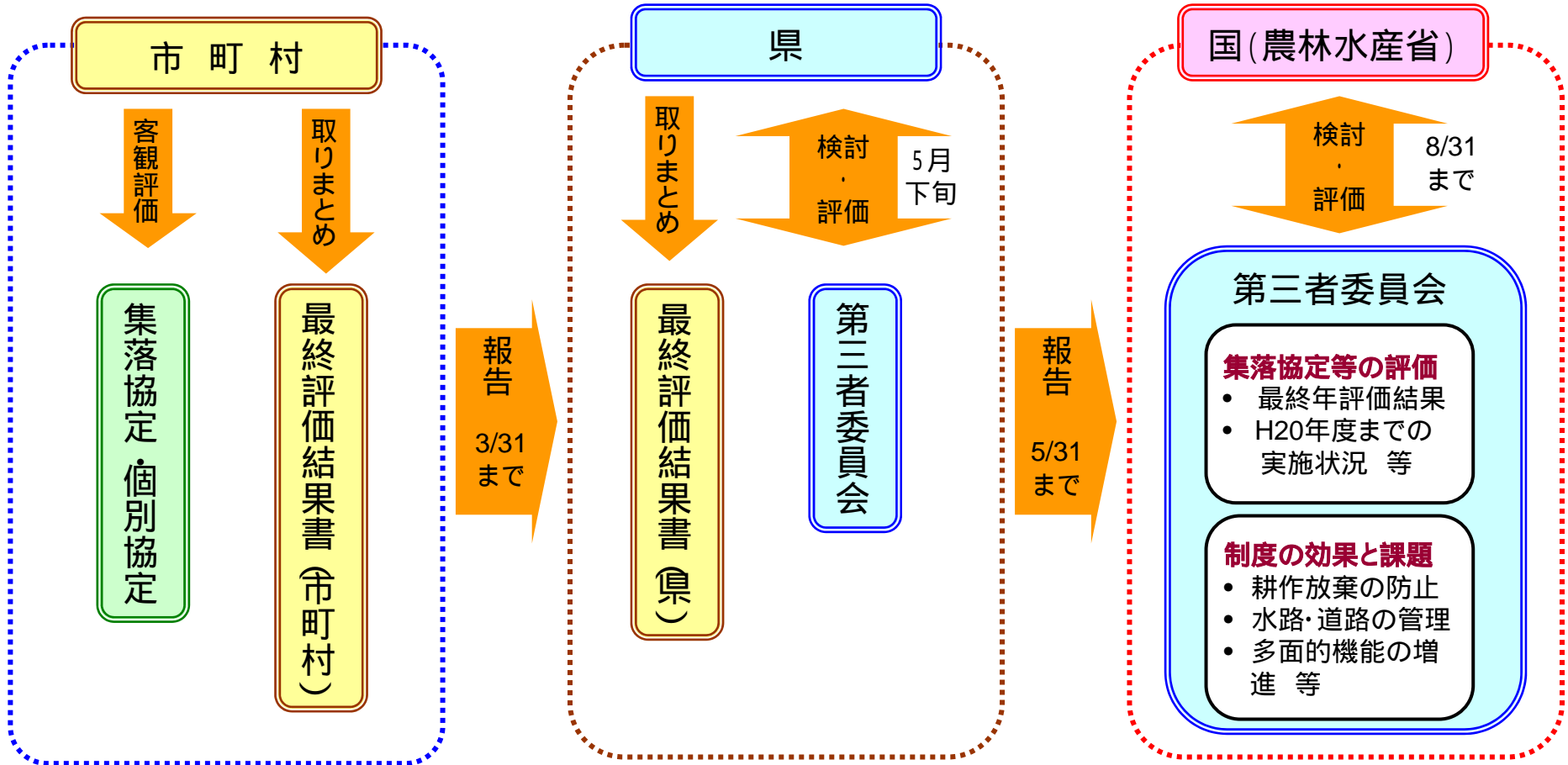
[より積極的な取組]

規模拡大加算	担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間以上継続して耕作
土地利用調整加算<2期対策から>	担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定
耕作放棄地復旧加算<2期対策から>	新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧
法人設立加算<2期対策から>	新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立

加算単価

中山間地域等直接支払制度最終評価の流れ

最終年の評価は、市町村段階、都道府県段階並びに全国段階において、集落協定及び個別協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況等について行い、制度全体の見直し等に活用することとしている。



平成20年度における取組実績

協定数 66協定

単価別内訳	基礎単価協定	22	基礎単価: 集落の将来像を明確化し、5年間の適正な農業生産活動等を行う場合の単価。体制整備単価の8割額。
	体制整備単価協定	44	体制整備単価: 基礎単価の取組内容に加え、将来に向けた農業生産活動等の体制整備の強化を行う場合の単価。
協定種類別内訳	集落協定	62	集落協定: 直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
	個別協定	4	個別協定: 認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する制度。

平成20年度における取組実績

協定締結面積 270ha

		面積 (ha)	割合 (%)
協定別	集落協定	262.5	97%
	個別協定	7.5	3%
単価別	基礎単価	58	21%
	体制整備単価	212	79%
地目別	田	72	27%
	畑	198	73%

対象農用地面積: 678ha 協定締結率: 40%

平成20年度における取組実績

交付金額 24,448千円

配分内容	配分金額	割合(%)
個人配分	10,246千円	42%
共同取組活動経費	14,202千円	58%
計	24,448千円	100%

交付金交付の最終評価項目

(実施要領の運用第18)

1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

- (1) 耕作放棄地の防止等の活動
- (2) 水路・農道等の管理活動
- (3) 多面的機能を増進する活動

3. 自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

- (1) 農用地等保全マップ
- (2) 農業生産活動の体制整備のための選択的事項



1.集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

活動計画に沿って着実に取組が実施されている集落が多く、協定締結地の農業生産活動の推進や維持管理が図られている。

【参考】各集落協定に対する市町村の指導状況

要指導・助言協定数	20
うち21年度までの目標達成が見込まれる協定数	13
うち引き続き、指導・助言が必要な協定数	7



1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

集落マスタープランの策定により将来像が明確にされ、目標の達成に向けた集落ぐるみの取組が行われた。



2.農業生産活動等として取り組むべき事項

(1)耕作放棄の防止等の活動

協定締結者間での互助の点検・管理や、草刈り、植栽などの活動のほか、鳥獣害対策として防護柵の設置等が行われた。
また、耕作放棄地の復旧が行われた地域もあった。

【参考】耕作放棄地防止等の活動状況

既耕作放棄地の復旧面積	2.6ha
-------------	-------



寄居町



2.農業生産活動等として取り組むべき事項

(2)水路・農道等の管理活動

協定締結により、多くの集落で水路・農道等の補修などの共同作業の回数が増加し、草刈り・清掃等が行われた。
また、隣接集落と連携した管理作業が行われるようになった集落も見受けられた。

【参考】水路・農道等の管理活動状況

水路の管理延長	29km
農路の管理延長	52km



2.農業生産活動等として取り組むべき事項

(3)多面的機能を増進する活動

草刈り等により、農地の荒廃に歯止めがかかり、景観の保全が図られている。

草刈り後は、果樹、花木等の新規作物や、景観形成作物を植栽している。また、特産品のオーナー制度や体験農園の開設により都市農村交流も活発化している。

【参考】多面的機能を増進する活動状況

周辺林地の下草刈り	13ha
都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	20ha




横瀬町



2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

農業生産活動の基本的事項である草刈りや農道補修に集落全体で取り組むことで、農業生産活動の維持・発展につながっている。また、共同作業を通じて、非農家を含む集落全体の連携を強める効果をあげている例もあり、本制度が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価される。



3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の 体制整備として取り組むべき事項

(1) 農用地等保全マップ

将来にわたって適正に保全すべき農用地等保全マップの作成により、保全すべき農用地の明確化が図られるとともに、農用地の保全活動に共同維持管理意識の向上がみられた。

さらに、このマップが鳥獣害防止用の柵の設置箇所選定にも役立っている。また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や改良が計画的に行われた。

芦ヶ久保集落農用地マップ


協定面積 212,966㎡

地 目 畑

傾 斜 急 傾 斜

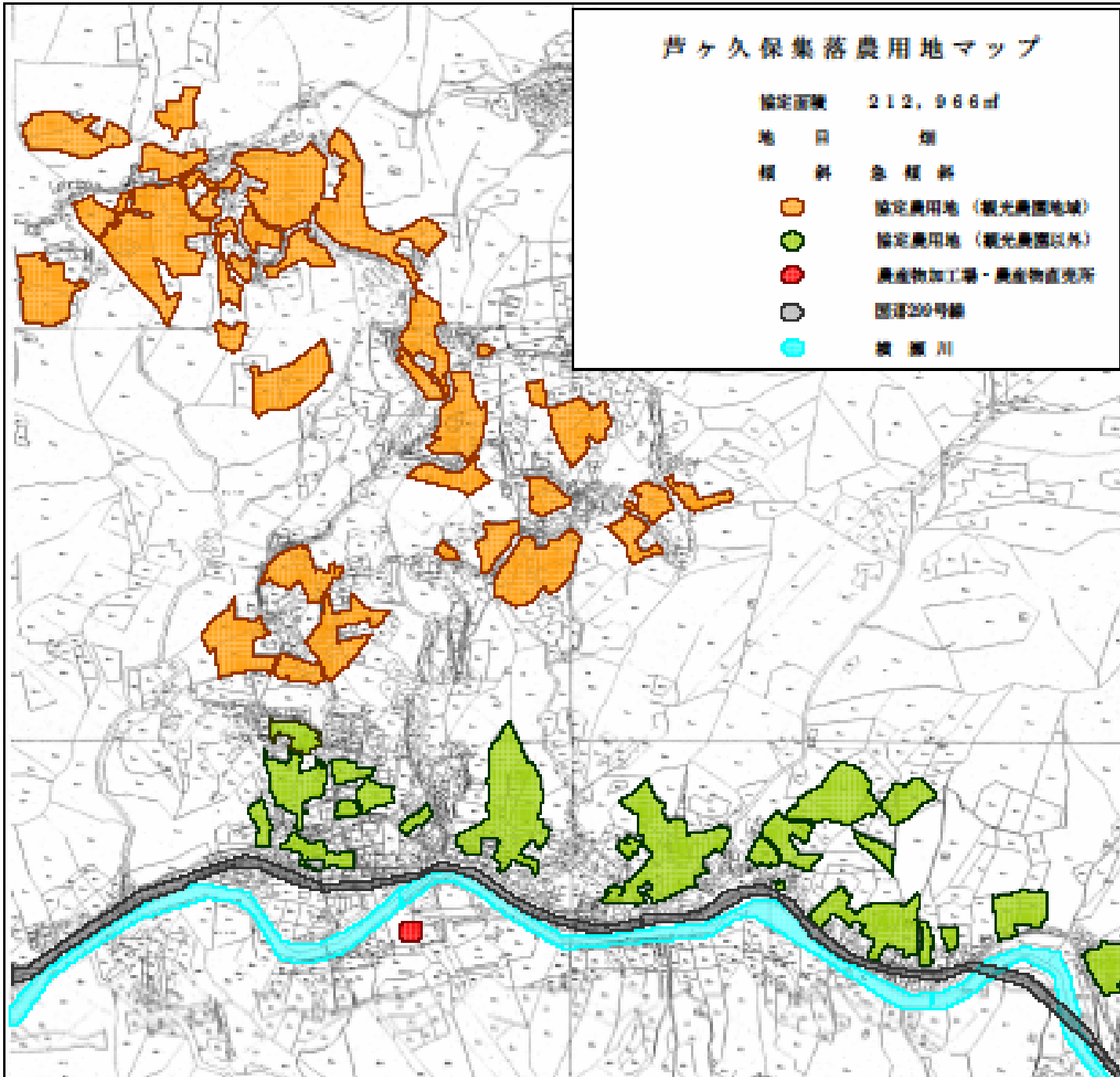
 協定農用地（観光農園地域）

 協定農用地（観光農園以外）

 農産物加工場・農産物直売所

 国道29号線

 横 瀬 川



3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

(2) 農業生産活動の体制整備のための選択的事項

高付加価値型農業の実践を目指し、新品種の導入や減農薬栽培に取り組み、生産性や収益の向上が図られた。

非農家や他集落との連携により集落の多面的機能の増進を図っている集落がある。

また、新規就農の確保や認定農業者の育成を行っている集落も見受けられた。

【参考】要件の主な内容と活動状況

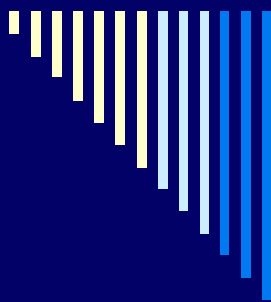
機械・農作業の共同化		32ha
高付加価値型農業の実践		9ha
認定農業者の育成		7人
新規就農者の確保		8人
担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)		2ha
多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	非農家	141戸
	集落数	21集落



寄居町



エキナセアの加工品
(左:ジャム 右:お茶)



3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

農業機械利用や農作業の共同化により、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。

特に、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、地域住民との関わりが、農業生産意欲の向上につながったりと、多方面にわたり大きな効果があると認められる。



4.その他協定締結による活動

(1)集落機能の活性化

共同作業によりコミュニケーションの場が増え、集落に一体感が生まれた。認定農業者の確保により農作業のリーダー格ができたことで、作業調整やノウハウの伝授など地域への情報伝達が盛んになった集落もある。

(2)その他

耕作放棄復旧の取組により、耕作放棄地が解消され、病虫害や獣害の発生源の解消及び農地の有効利用などの効果があった。

【参考】加算措置と実施状況

規模拡大		- ha
土地利用調整		- ha
耕作放棄復旧		2ha
法人設立	特定農業法人	- 法人
	農業生産法人	- 法人



東秩父村



4.その他協定締結による活動

多くの集落において活発な話し合いが行われるようになり、集落活動に対する住民意識が高まっている。

このような住民意識の高まりにより、集落内の連帯感の向上、高齢者や女性の積極的な活動参加、新たな作物への挑戦、地域外との交流増加等、多くの効果が生み出されている。

実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

実施状況

どの集落も高齢化が進行しており、協定を5年間継続させることに心理的不安を感じているところも多い。

引き続き、担い手育成や新規就農者の確保を図る必要がある。

交付金交付の効果等

交付金は平地農業との生産条件に関する不利の補正に大きく寄与しており、作業意欲の向上につながっている。

ただし、高齢化などにより目標達成に苦勞している集落も少なくないことから、集落が無理なく取り組める制度が求められる。

総合評価

本制度の導入により、集落における話し合いが活発化し、集落活動に対する高齢者の参加が多くみられるなど、地域の活性化が図られている。

この結果、耕作放棄地の解消や、農地の保全・管理が進んだほか、特産づくりなどに向けて、農業者の生産意欲の向上もみられている。

また、こうした地域活動を通じて、中山間地域農業の有する多面的機能が健全に維持されるなど、本制度の効果は大きなものがある。

しかしながら、中山間地域の集落では依然として高齢化、過疎化が進行しており、担い手の確保も難しいことから、本制度の存続なしには、集落活動や営農活動の維持は困難であり、市町村、集落からは制度の継続を要望する声が多く寄せられている。

そこで、現在の課題を踏まえた上で、より多くの集落において当事業が実施できるよう、中山間地域直接支払制度の継続と一層の拡充が望まれる。

【参考】市町村における総合評価

評価区分	件数	割合
A 大いに評価できる	5	33%
B おおむね評価できる	9	60%
C やや評価できる	1	7%
D さほど評価できない		
E ほとんど評価できない		
F 全く評価できない		